

○財務省告示第七十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十九年五月二十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年六月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第六

十回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政

の法律及びその

運営に必要な財源の確保を図る

ための公債の発行の特例に関する

法律（平成二十四年法律第百

一号）第三条第一項並びに特別

会計に関する法律（平成十九年

法律第二十三号）第四十六条第

一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法

用等

律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）及び価格

競争入札と同時に行われる入札

であつて、財務大臣が各国債市

場特別参加者ごとに応募限度額

を定めるものによる発行（以下

「国債市場特別参加者・第I非

五

方募

入札
価格競争
決定の

価格競争入札発行」という。

ロ

各国債市場特別参加者のごとの申込みの応募範囲内において各

六

イ

発

入札
価格競争
発行額

額面金額で九千億

ロ

国債市場特別参加者・第I入札競争

に基つて、各債の発行額については、前記のとおり、第一項の発行額を、第二項の発行額を、第三項の発行額を、第四項の発行額を、第五項の発行額を、第六項の発行額を、第七項の発行額を、第八項の発行額を、第九項の発行額を、第十項の発行額を、第十一項の発行額を、第十二項の発行額を、第十三項の発行額を、第十四項の発行額を、第十五項の発行額を、第十六項の発行額を、第十七項の発行額を、第十八項の発行額を、第十九項の発行額を、第二十項の発行額を、第二十一項の発行額を、第二十二項の発行額を、第二十三項の発行額を、第二十四項の発行額を、第二十五項の発行額を、第二十六項の発行額を、第二十七項の発行額を、第二十八項の発行額を、第二十九項の発行額を、第三十項の発行額を、第三十一項の発行額を、第三十二項の発行額を、第三十三項の発行額を、第三十四項の発行額を、第三十五項の発行額を、第三十六項の発行額を、第三十七項の発行額を、第三十八項の発行額を、第三十九項の発行額を、第四十項の発行額を、第四十一項の発行額を、第四十二項の発行額を、第四十三項の発行額を、第四十四項の発行額を、第四十五項の発行額を、第四十六項の発行額を、第四十七項の発行額を、第四十八項の発行額を、第四十九項の発行額を、第五十項の発行額を、第五十一項の発行額を、第五十二項の発行額を、第五十三項の発行額を、第五十四項の発行額を、第五十五項の発行額を、第五十六項の発行額を、第五十七項の発行額を、第五十八項の発行額を、第五十九項の発行額を、第六十項の発行額を、第六十一項の発行額を、第六十二項の発行額を、第六十三項の発行額を、第六十四項の発行額を、第六十五項の発行額を、第六十六項の発行額を、第六十七項の発行額を、第六十八項の発行額を、第六十九項の発行額を、第七十項の発行額を、第七十一項の発行額を、第七十二項の発行額を、第七十三項の発行額を、第七十四項の発行額を、第七十五項の発行額を、第七十六項の発行額を、第七十七項の発行額を、第七十八項の発行額を、第七十九項の発行額を、第八十項の発行額を、第八十一項の発行額を、第八十二項の発行額を、第八十三項の発行額を、第八十四項の発行額を、第八十五項の発行額を、第八十六項の発行額を、第八十七項の発行額を、第八十八項の発行額を、第八十九項の発行額を、第九十項の発行額を、第九十一項の発行額を、第九十二項の発行額を、第九十三項の発行額を、第九十四項の発行額を、第九十五項の発行額を、第九十六項の発行額を、第九十七項の発行額を、第九十八項の発行額を、第九十九項の発行額を、第一百項の発行額を、

										七	八	九	十	十					
										イ	ロ				イ	ロ			
										払込金				振替単位	最低額	発行	発行	発行	
										額				位	面	札	札	札	
										金額				位	金	発行	発行	発行	
										額				位	金	発行	発行	発行	
										額				位	金	発行	発行	発行	
										額				位	金	発行	発行	発行	
										額				位	金	発行	発行	発行	
										額				位	金	発行	発行	発行	
る	定	り	払	募	年														
。す	算	入	決	〇	・														
る	出	金	定	七	パ														
期	し	額	の	通	一														
日	た	加	通	知	セ														
に	金	え	を	受	ン														
払	額	、	を	け	ト														
い	を	第	の	た															
込	第	十	算	者															
む	十	号	式	は															
も	号	に	に	は															
の	と	規	よ	、															
と	す	規	よ	、															

(平成二十九年 度 予 算 分)

九千二百二十四億千六百七十五
 万二千四百六十五万

五万円

平成二十九年五月二十二日

額以上金額のつき百二十四
 銭面金額のつき百二十四

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.7}{100} \times \frac{63}{365}$$

平成二十九年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

第十五 第二期以後の利子
 毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
 平成四十九年三月二十日
 額面金額百円につき百円
 日本銀行
 財務大臣から通知を受けた者
 平成二十九年五月二十二日
 二十 十九 十八 十七 十六
 払 者 入 払 元 償 償
 込 札 場 利 還 還
 期 参 所 金 還 還
 日 加 支 金 金 期
 限